

収入に対する第三者によるチェックに係る論点

現在、国会議員関係政治団体の支出については、政治資金監査として、外部性を有する第三者によるチェックを行うこととされているが、収入についても、政治資金監査として、第三者によるチェックを行う場合の論点について、政治資金監査業務の実務の観点から、整理を行うものである。

1 政治資金監査の基本的性格について

- 国会議員関係政治団体の支出に関する政治資金監査は、国会議員関係政治団体が管理すべき会計帳簿等の書類が保存されているかどうか、それらの書面の記載が整合的かどうかを外形的・定型的に確認する業務である。
- また、登録政治資金監査人は、第三者に対する調査や資料要求を行う権限を付与されていないことから、もっぱら会計責任者の責任において作成、提出された資料及び会計責任者の説明に基づき、支出の状況を確認することが期待される。
- この政治資金監査の基本的な性格については、政治資金監査の導入に当たり、政治活動の自由の確保の観点も踏まえた、各政党間における協議の結果を踏まえたものと理解している。
- 収入に関する政治資金監査についても、その基本的性格をどのようなものとするかが論点となるのではないか。

2 収入に関する政治資金監査の実務について

- 収入については、領収書等の徴収義務が課せられている支出と異なり、政治団体に支出をした者から書面を徴する義務がないため、収入に関する会計帳簿の記載が整合的かどうかを突合し確認することができる書面は、原則、存在しない。
- したがって、収入に関する政治資金監査については、支出に関する政治資金監査とは異なり、会計帳簿以外の書面と突合することにより、会計帳簿に記載された収入の金額や寄附をした者等をチェックすることは不可能であり、会計帳簿及び収支報告書の記載事項に漏れがないかを確認するものとなる。
- また、法律で書面の徴収が義務付けられているものではないため、会計帳簿の記載事項と突合することができる書面（口座振込による場合の預金通帳、借入金に係る借入契約書等）の存在の有無について、政治資金監査報告書にどのように記載するのか。
※ 徴収義務がある領収書等とは異なり、突合する書面が存在しないことが政治資金規正法に抵触するものではない。

3 収支報告書や会計帳簿等の適正性・適法性について

- 支出に関する政治資金監査は、国会議員関係政治団体の収支報告書や会計帳簿等の適正性・適法性について、登録政治資金監査人がチェックし、その結果を報告書に記載するものではない。
会計責任者等に対するヒアリングにおいて、書面監査で支出の状況を国会議員関係政治団体の支出のうち一定の支出について会計責任者にその適法性等を確認することとしているだけである。
- 政治資金監査の円滑な導入・運用を図るためには、登録政治資金監査人の責任と負担にも留意することが必要であり、政治資金監査において、収支報告書や会計帳簿等の適正性・適法性をチェックし、その結果を報告書に記載することまで、登録政治資金監査人に求めることは、その負担を著しく過大にするものではないか。
- さらに、政治資金監査において、収支報告書や会計帳簿等の適正性・適法性のチェックを行うことには、実務的な観点からも限界がある。
例えば、政治資金監査は、一の政治団体に対して行うものであり、また、寄附を行った者に関する会計帳簿の記載事項からは、当該寄附を行った者が政治資金規正法上、寄附を行うことができる者かどうかをチェックすることは困難であることから、収入に関する政治資金監査によって、寄附等の量的制限（総枠制限）又は質的制限への抵触していないことをチェックすることは、不可能ではないか。